

令和 5 年 5 月 2 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01268

研究課題名（和文）外国人労働力受け入れの法理論 - 社会統合法制を中心として

研究課題名（英文）Legal Theory of Acceptance of Foreign Labor: Focusing on Social Integration Legislation

研究代表者

大西 楠テア (Ohnishi, Nami Thea)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：70451763

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：少子高齢化による人口動態の変化を受けて、多くの国で外国人労働者受け入れのための法改正が続いている。ドイツにおいては2005年移住法で高技能移民に対して入国時に無期限の滞在許可を付与するなどの立法が行われたが、2018年にはさらに中程度の技能を持つ移民に対しても優遇された入国・在留管理法上の地位を与えている。こうした国内労働市場政策や出入国管理政策を受けた外国人労働者の法的地位について、具体的な法制度の検討を通じて理論的な問題を整理することで、グローバル化時代の移民政策のあるべき姿について一定の視座を獲得した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

労働移民の拡大や移民形態の多様化はグローバルな現象であるところ、労働移動の法的側面について基礎的考察を行い、適切な国際労働移動のあるべき形についての視座を提供する点に本研究の学術的意義がある。とりわけ日本は2018年の入管法改正以降、法務省・出入国在留管理庁が外国人労働者の社会統合を含む総合的対応に乗り出している。日本における統合政策・多文化共生政策はいまだ道半ばであるところ、ドイツの経験を参照することで将来の立法や政策形成をよりよい形で行うことができる点に、本研究の社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In response to demographic shifts caused by decreasing birth rates and aging populations, many nations are revising their laws to accommodate foreign workers. Germany, for instance, has introduced various measures to attract and retain high-skilled and moderately skilled immigrants. The 2005 Migration Law (Zuwanderungsgesetz), for example, grants indefinite residence permits to high-skilled immigrants upon entry, while in 2018, further preferential immigration policy status was granted to moderately skilled immigrants.

By scrutinizing the legal status of foreign workers in the context of domestic labor market and immigration policies, and examining specific legislation, this research gives valuable insight into the optimal form of immigration policy in the era of globalization. This enables us to address the theoretical issues that arise and enhance our understanding of the practical implications of immigration policy.

研究分野：比較法

キーワード：移民法制 ドイツ法 国籍 国際労働移動 グローバル化 移民政策 入国管理

1. 研究開始当初の背景

本研究が開始された2019年4月における状況は次のようなものであった。第一に、ドイツでは2018年に中程度の技能を持つ移民労働者の積極的受入れを目指した技能移民移住法が成立したばかりであった。技能移民移住法のもとでは、「優先度調査(ドイツ人によって労働市場の需要を満たすことができない場合に限り外国人に就労許可を出す制度)」の廃止、「職探しビザ」の拡大など、外国人労働力を幅広く募集する法的基盤が整えられた。こうした立法の進展を受けて、この時期のドイツの学説もまた、改めて移民法制の在り方に関心を向けていた。第二に、日本でも2018年に入管法が改正され、新たな在留資格である特定技能1号・2号が創設されたばかりであった。新在留資格による就労資格の拡大と並行して、組織面でも法務省の内部部局であった入国管理局が入国在留管理庁へと格上げされ、出入国管理や中長期滞在の外国人の在留管理とならんで、外国人の受け入れ体制を整備することとなった。日本においては在留外国人の社会統合施策は主として自治体のイニシアティブに任せられており、国家レベルでの統合政策は手薄かったところ、外国人労働者の受け入れをめぐる法制度的基礎について検討する必要性が高まっていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツの最新立法である技能労働者移住法および移民労働者の社会統合にかかわる法制度を調査・検討することで、技能労働力の入国・在留管理および就労支援施策を比較法的視座から批判的に検討し、日本における移民受け入れをめぐる法制度への示唆を得ることにある。

少子高齢化による人口動態の変化は多くの先進国の労働市場を縮小させているが、移民労働力の受け入れによって労働力の不足を補うにあたっては、受け入れ社会、送り出し国社会、移民労働者自身にとって適正な制度構築が不可欠である。本研究は、グローバル化時代の労働移動を適正に制御し、移民労働者の権利保護を図るための法理論的基礎を構築することを目指す。

3. 研究の方法

本研究は主として文献調査の方法によりつつ、インタビュー調査を併用することによって行政実務や移民労働力受け入れをめぐる諸制度についてのより立体的な理解を獲得することを意図している。

具体的には立法、行政実務、裁判例の3つの側面に分け、モジュール化して研究をすすめる。モジュール毎に業績の公表を進めて専門家のフィードバックを受けた後に研究を総括する。第一の側面については、ドイツにおける一連の立法過程および立法目的について文献研究を中心に調査する。第二の側面については、移民局や外国人法の専門家(大学教授・弁護士)へのインタビュー調査を行う。第三の側面については、外国人受け入れに関連すると思われる裁判例を幅広く考察の対象とする。以上の三つの側面を総合することで、移民労働力の入国・在留管理および就労支援・社会統合施策について理論的評価を行う。

4. 研究成果

(1) 研究の初年度である2019年度には、2018年成立の技能移民移住法の立法過程における専門家会議の提言・各政党の意見書等を調査した。2018年10月時点での技能移民移住法制定についての連立政府間の原則的合意は、原則として優先度調査を廃止、有資格者への「6ヶ月の職探しビザ」の導入、非正規滞在者の地位改善にあった。2000年代以降、多くの国が移民法制を刷新し、労働市場改革と並行する形で高技能移民に限定されない「技能労働者」受入れの法制度を準備しているが、ドイツでは難民危機による難民認定システムの過剰負担と経済移民獲得の問題がセットで論じられている点に特徴があることが明らかとなった。その背景には、難民申請者の大量流入と彼らの社会統合問題があるとともに、技能移民移住法のもとでも、実際には技能労働者を確保することが困難であるという見通しがある。これらの研究成果の一部は「EUの移民規制」法律時報91巻10号において公表した。(なお、関連する業績として2018年度のものではあるが「ドイツの難民受け入れ政策にみられる新たな傾向：難民の社会統合による「危機」の克服?」上智ヨーロッパ研究12号)。

日本の状況についても、2018年の入管法改正後の在留資格制度・入管庁の役割について調査及び検討を行った。その成果は、「入管法改正と就労資格の拡大」法学教室464号において公表した他、国際学会・シンポジウムにおいて報告して専門家からのフィードバックを受けた。すなわち、国際公法学会(ICON-S)においてパネル報告(The Japanese Immigration Policy and its legal Fundamentals)を行うとともに、南開大学樹立100周年記念及び北東アジアの未来における法治シンポジウムにおける報告(入管法改正と就労資格拡大)を行った。

(2) 2年目となる2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、ドイツでの調査を行うことができなかった。そのため、引き続き文献調査の方法により、技能移民移住法および入管法における労働者受け入れの法制度について調査した。2020年度において特徴的だったのは、なによりも、コロナ禍の事情を反映して、EU域内でも国境が再導入され、人の移動が大幅に制限されたことである。また、政治的議論としては、看護師などの技能労働者の不足が改めて意識されたこと、食肉工場における集団感染を契機として劣悪な条件のもとで労働に従事するEU域内移民の存在が明らかになり、労働法的規制の強化が意識されたことが特徴的であった(なお、この問題についての検討結果は「コロナ禍と移動の自由：ドイツ法からの考察」法学セミナー798号において公表した)。

外国人労働者の社会統合という点では、2019年2月に発足した連邦政府の専門委員会「統合能力」の最終報告書が2020年11月に提出されたため、この報告書の分析を行った。同報告書は、ドイツが移民国であることを前提とした議論が展開されていること、移民現象の新展開をつけて新たな「統合」理解を打ち出そうとしている点に特徴がある。

2020年度はコロナ禍における国境閉鎖という事態を前に、移動の自由を可能にする条件としての国籍の重要性を再認識することになった。近年ではC.ヨブケの「軽いシティズンシップ」にみられるように、外国人への権利保障が手厚くなる中で、地位としての国籍の重要性低下が指摘されているものの、国家への帰属が持つ意味について改めて原理的な立場から考察する必要性を認識した。このような背景から、基礎法学的な視点から分野横断的に「移動」と「帰属」をめぐる問題を考察するため、学会法学会委員会・基礎法学系学会連合の共催で行われる基礎法総合シンポジウムにおいて「人・移動・帰属 変容するアイデンティティ」をテーマとするシンポジウムを企画した。

また、前年度の公表業績「EUの移民規制」を契機として、国際経済法の専門家からの示唆を得る機会に恵まれた。すなわち、国際経済法の規律領域であるサービス貿易の自由、特に自然人の移動を伴う形態でのサービス提供の自由(GATS第4モード)が実質的には労働移民受け入れの形態となりうることを認識し、検討を進めた。具体的には、イギリスのEU離脱に伴うEU域内労働移動の変化について検討を行い、経済連携協定の枠内での国際労働力移動について、国際経済学会で研究報告を行った。

(3) 3年目となる2021年度は、労働移民をめぐる日独の法制度を総合的に評価するための理論枠組みの構築に注力するとともに、コロナ禍における出稼ぎ移民労働者が直面した問題を文献研究の手法で調査した。すなわち、労働移民が移住先での市民的・社会的保護へのアクセスを得るためには、入管法上の在留資格(日本)、滞在法上の法的地位(ドイツ)が決定的に重要であることに注目して、出入国管理法制を多角的に検討した。日本の出入国管理法制は在留資格制度を中心とした法制度となっているため、在留資格該当性の審査が重要となる。このとき、制度が硬直的に運用されると、たとえば、資格外活動の延長上に転職をして在留資格を変更することが難しくなるなど、労働移民の潜在能力を活かしきれなくなってしまう。また、在留資格制度の多面的な分析という文脈で、国際経済法の規律領域であるサービス貿易の自由、特に自然人の移動を伴う形態でのサービス提供の自由(GATS第4モード)を検討し、出入国管理政策と通商政策が交錯する状況を明らかにした。この研究の成果は、「Brexit後の移民規制」にまとめた。

また、日本における外国人の社会統合法制については、国際公法学会(ICON-S)において報告(Inclusion of Foreign Residents in Japanese Local Governments)し、幅広い分野の研究者からフィードバックを受けた。

研究を総括するにあたり、2020年度に行った基礎法総合シンポジウム「人・移動・帰属 変容するアイデンティティ」で打ち出された視点としての「移動と帰属」を軸とした考察を行い、その成果は「コロナ禍と移動の自由 - ドイツ法からの考察」において公表した。この論文では連邦国家における自由移動と帰属(連邦籍と州国籍)の関係を整理するとともに、帰属の複層性について考察した。すなわち、連邦籍を持っていても、州の国籍を持たないと社会的保護との関係で移動が制限される場合もあることを指摘するとともに、「連邦における自由移動」が社会の凝集性を高めた歴史的経験に着目して、「移動の自由」がグローバル化時代における社会的連帯を創り出す基礎となりうることを指摘した(なお、同論文では、ドイツの食肉業界における移民労働者を素材に、労働移民の中でも移動を消極的に選択せざるを得ず、受け入れ先での適応能力にかける「移動における弱者」についても検討した)。「移動と帰属」の視点について考察を深堀するために、国際私法、法哲学分野の研究者を招いての研究会を行い、基礎法総合シンポジウムで得られた成果を編著書の形にまとめるための準備を行った。

(4)最終年度となる2022年度は、研究を総括すべく、下記の研究活動を行った。第一に、文献調査の方法によって明らかにしたドイツの外国人労働者受け入れをめぐる法的問題状況を整理・検討し、ドイツ出張時にドイツの外国人法専門家と意見交換を行った。連邦行政裁判所、地方移民局や専門家会議へのインタビュー調査も、コロナ禍によって最終年度に延期されてしまったものの、2023年3月の出張時に行い、研究成果を確認する機会を得た。結論として、ドイツにおいては参政権・入国の権利などは国籍者に留保されているものの、

社会権も含めた多くの権利が外国人にも保障されており、合法に滞在する外国人の法的地位は極めて安定している一方、外国人が権利を享受するにあたっては合法に入国・滞在することのできる地位を有しているかが決定的に重要となる。それゆえ、出入国管理政策が重要な役割を担っていることを改めて確認した。

第二に、上記のドイツ法についての考察を日本法と対照する比較法の手法により、日本における外国人労働力の受け入れ法制、外国人の社会統合法制について考察を深めた。その成果は、Springer社のEncyclopedia of Contemporary Constitutionalismにおける論文Migrant Workers in Japanとして公表した。

第三に、外国人労働者の受け入れ法制、社会統合法制について、他国の状況との比較法的検討、西洋法制史の観点からの歴史的検討、法哲学からの理論的検討を総合すべく、基礎法学系の研究者との意見交換を行った。この基礎法学的視点からの総合的考察から研究を総括し、研究成果を編著書として公刊した。すなわち研究代表者が共編者となり、執筆者との意見交換を踏まえて『移動と帰属の法理論』岩波書店、2022年を公刊した。この共編著については書評会を開き、行政法学者・法哲学者を招いての批判的な書評および執筆者相互間の意見交換によって、さらに考察を深めた。人の移動と帰属、外国人労働者の統合法制をめぐっては、社会学や政治学において多くの文献が存在するのと対照的に、法学的な視座からの本格的な研究は不在であった。同共編著はそのような状況を打開する基礎研究となったと自負している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Ohnishi Nami Thea	4. 巻 2022
2. 論文標題 Migrant Workers in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Contemporary Constitutionalism	6. 最初と最後の頁 1~10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/978-3-319-31739-7_197-1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 30号
2. 論文標題 Brexit後の移民規制 国際労働移動をめぐる制度的枠組みとイギリス労働市場の変化を視座として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 73-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 70号
2. 論文標題 書評：西川洋一「ウルブリヒト期ドイツ民主共和国における行政の裁判的統制をめぐる一議論」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 438-445
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 93巻8号
2. 論文標題 企画趣旨：基礎法総合シンポジウム『人・移動・帰属』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 64-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 798号
2. 論文標題 コロナ禍と移動の自由 ドイツ法からの考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠・テア	4. 巻 91巻10号
2. 論文標題 EUの移民規制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 52-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠・テア	4. 巻 464
2. 論文標題 時の問題：入管法改正と就労資格拡大	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 40-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠・テア	4. 巻 60
2. 論文標題 入管法改正と就労資格拡大 (南開大学樹立100周年記念及び北東アジアの未来における法治 国際学術シンポジウム)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 専修大学法学研究所所報	6. 最初と最後の頁 91-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 大西楠テア
2. 発表標題 EU法に対するドイツ憲法裁判所の違憲審査権行使
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所ミニ・シンポジウム「EU 法秩序への挑戦：ポーランド憲法裁判所 2021 年 10 月 7 日判決」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Nami Thea Ohnishi
2. 発表標題 Inclusion of Foreign Residents in Japanese Local Governments
3. 学会等名 The 2021 Conference of the International Society of Public Law (ICON-S) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大西楠・テア
2. 発表標題 Brexit後の移民規制 - 国際労働移動をめぐる制度的枠組とイギリス労働市場の変化を視座として
3. 学会等名 国際経済学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大西楠・テア
2. 発表標題 「人・移動・帰属 変容するアイデンティティ」企画趣旨
3. 学会等名 基礎法総合シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大西楠・テア
2. 発表標題 入管法改正と就労資格拡大
3. 学会等名 南開大学樹立100周年記念及び北東アジアの未来における法治 国際学術シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Nami Thea Ohnishi
2. 発表標題 The Japanese Immigration Policy and its legal Fundaments
3. 学会等名 6th Annual Conference of the International Society of Public Law (ICON-S)（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 大西楠・テア	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 448
3. 書名 国際法の現在	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関